

N P O 関連施策

—平成 29 年度補正予算及び平成 30 年度予算案—

通常事業 計 1 5 5 件、復興関連事業 計 1 1 件

(目次)

府省庁名	通常事業 (件)	復興関連事業 (件)	総括表ページ数
復興庁	0	1	P1
内閣府	7	1	P2～P6
総務省	6	1	P7～P9
法務省	1	0	P10
外務省	7	0	P11～P12
文部科学省	23	3	P13～P21
厚生労働省	43	2	P22～P32
農林水産省	35	2	P33～P41
経済産業省	8	0	P42～P44
国土交通省	19	0	P45～P50
環境省	6	1	P51～P55

※各施策の詳細につきましては、記載されている所管部局へお問い合わせください。

- 復興庁**では、復興の進展に伴い、自治体が直面する被災者支援の重要課題（「心の復興」、被災者支援コーディネート等）への対応を支援する「**被災者支援総合交付金**」として、**復興事業 1 件**を計上。
- 内閣府**では、①放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業等の「**地域子ども・子育て支援事業**」や、②「**NPO 等の『絆力（きずな）**」を活かした**復興・被災者支援事業**」として、**通常事業 7 件、復興事業 1 件**を計上。
- 総務省**では、地方でも都市部と同じように働ける環境を実現する「ふるさとテレワーク」の導入を支援する「**ふるさとテレワーク推進事業**」等、**通常事業 6 件、復興事業 1 件**を計上。
- 法務省**では、適当な住居のない刑務所出所者等に宿泊場所の供与等を行う「**刑務所出所者等の住居の確保**」として**通常事業 1 件**を計上。
- 外務省**では、日本の NGO が開発途上国・地域で実施する経済・社会開発事業及び緊急人道支援事業に資金協力する「**日本 NGO 連携無償資金協力**」事業等、**通常事業 7 件**を計上。
- 文部科学省**では、①いじめ問題、暴力行為、不登校等への対応策を検討する等の「**いじめ対策・不登校支援等推進事業**」や、②被災した幼児児童生徒・教職員の心のケア等を行う「**緊急スクールカウンセラー等活用事業**」等、**通常事業 23 件、復興事業 3 件**を計上。
- 厚生労働省**では、①健康づくり活動への取組の推進を支援する「**地域の健康増進活動支援**」や、②地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制等を一体的に推進する「**地域支援事業交付金**」等、**通常事業 43 件、復興事業 2 件**を計上。
- 農林水産省**では、①「農泊」の推進のため地域資源を活用した観光コンテンツの創出等を支援する「**農山漁村振興交付金のうち農泊推進対策**」や、②施業集約化を図り、間伐やこれと一体となった森林作業道の整備、主伐後の再造林、鳥獣被害対策等を支援する「**森林環境保全直接支援事業**」等、**通常事業 35 件、復興事業 2 件**を計上。
- 経済産業省**では、地域資源を活用して新事業展開を行う事業者に対して、支援事業者が情報提供やマッチング支援等を行う「**ふるさと名物応援事業**」等、**通常事業 8 件**を計上。
- 国土交通省**では、「小さな拠点」形成のための既存施設の改修等に対して支援を行う「**「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業**」等、**通常事業 19 件**を計上。
- 環境省**では、地域における環境保全活動等の拠点を整備する「**地方環境パートナーシップ推進費**」等、**通常事業 6 件、復興事業 1 件**を計上。

連番	事業名	区分	施策・事業概要	30 年度予算額 (百万円)	29 年度 補正予算額 (百万円)	補助率	実施主体	所管部局（課室） 連絡先	備考
1	被災者支援総合交付金 (被災者支援総合事業)	継続	復興の進展に伴い、自治体が直面する被災者支援の重要課題（住宅・生活再建支援、コミュニティ形成支援、「心の復興」、被災者生活支援、被災者支援コーディネート、県外避難者相談支援など）への対応を支援。	19,016 の内数	—	100%	県、市町村、NPO 等	被災者支援班 03-6328-0271	

連番	事業名	区分	施策・事業概要	30 年度予算額 (百万円)	29 年度 補正予算額 (百万円)	補助率	実施主体	所管部局（課室） 連絡先	備考
1	放課後児童健全育成事業	継続	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。	(118,766 の内数（地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施）)	—	1 / 3	市区町村（NPO 法人等への委託可）	内閣府子ども・子育て本部 (03-6257-1697) ※資金交付に関する問合せ 厚生労働省子ども家庭局子育て支援課健全育成推進室 (03-3595-2596) ※事業内容に関する問合せ	
2	地域子育て支援拠点事業	継続	地域において子育て支援拠点を身近な場所に設置し、子育て親子の交流促進や子育て等に関する相談の実施等を行う。	(118,766 の内数（地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施）)	—	1 / 3	市区町村（NPO 法人等への委託可）	内閣府子ども・子育て本部 (03-6257-1697) ※資金交付に関する問合せ 厚生労働省子ども家庭局子育て支援課 (03-3595-2598) ※事業内容に関する問合せ	

3	一時預かり事業	継続	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所において一時的に預かり、必要な保護を行う。	(118,766の内数(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施))	—	1/3	市区町村(NPO法人等への委託可)	内閣府子ども・子育て本部 (03-6257-1697) ※資金交付に関する問合せ 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 (03-6734-2714) ※事業内容(幼稚園型)に関する問合せ 厚生労働省子ども家庭局保育課 (03-3595-2542) ※事業内容(幼稚園型以外)に関する問合せ	
4	乳児家庭全戸訪問事業	継続	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うなど、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぐことを目的とする。	(118,766の内数(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施))	—	1/3	市区町村(NPO法人等への委託可)	内閣府子ども・子育て本部 (03-6257-1697) ※資金交付に関する問合せ 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室 (03-3595-2166) ※事業内容に関する問合せ	

5	養育支援訪問事業	継続	養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う事業。	(118,766の内数(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施))	—	1/3	市区町村(NPO法人等への委託可)	内閣府子ども・子育て本部 (03-6257-1697) ※資金交付に関する問合せ 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室 (03-3595-2166) ※事業内容に関する問合せ	
6	利用者支援事業	継続	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、子どもや保護者からのそれらの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施する。	(118,766の内数(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施))	—	1/3	市区町村(NPO法人等への委託可)	内閣府子ども・子育て本部 (03-6257-1697) ※資金交付に関する問合せ 厚生労働省子ども家庭局子育て支援課(03-3595-2598) ※事業内容に関する問合せ	
7	子ども・子育て支援整備交付金	継続	放課後児童クラブの施設整備(創設、増築、増改築等)に係る経費の一部を補助する。	16,830	—	2/9(待機児童解消のための整備の場合)	<実施主体> 市区町村 <設置主体> 市区町村、社会福祉法人、NPO法人等	内閣府子ども・子育て本部 (03-6257-1697)	

						1/2)			
--	--	--	--	--	--	------	--	--	--

府省庁名	内閣府
------	-----

連番	事業名	区分	施策・事業概要	30 年度予算額 (百万円)	29 年度 補正予算額 (百万円)	補助率	実施主体	所管部局（課室） 連絡先	備考
1	NPO等の「絆力（きずなりよく）」を活かした復興・被災者支援事業	継続	復興・被災者支援を図っていくため、NPO等が被災者と被災者、被災者と行政、被災者と支援者等と結びつける「絆力（きずなりよく）」を活かして復興・被災者支援を行う取組※ ¹ や、復興・被災者支援を行うNPO等の絆力を強化するための取組※ ² に対して支援を実施。 ※1 被災者の心のケア、健康・生活支援に向けた取組、コミュニティ形成支援等の復興に向けた取組、原子力災害からの復興に向けた取組、中間支援の取組 ※2 復興・被災者支援を行うNPO等が支援者等と結びつくためのマッチング・交流等（各県が実施）	203	—	2/3	左記※1 NPO法人、自治会、社会福祉法人、協議会等 左記※2 岩手県、宮城県、福島県	内閣府政策統括官（経済社会システム担当） 付参事官（社会基盤担当） 03-6257-1514	

府省庁名	総務省
------	-----

連番	事業名	区分	施策・事業概要	30 年度予算額 (百万円)	29 年度 補正予算額 (百万円)	補助率	実施主体	所管部局（課室） 連絡先	備考
1	ふるさとテレワーク推進事業	継続	地方創生の実現に向けて、ICT を活用し、地方でも都市部と同じように働ける環境を実現する「ふるさとテレワーク」の全国への普及展開を図るため、ふるさとテレワークを導入する地方公共団体等に対して環境整備に必要な経費を補助。	176	—	定額	地方公共団体又は民間企業等	総務省情報流通行政局情報流通振興課 03-5253-5748	
2	IoTサービス創出支援事業	継続	第 4 次産業革命の実現に向け、防災、農業、シェアリングエコノミー等の生活に身近な分野において IoT を活用した実証事業を実施し、これらの分野における新たな IoT サービスの参照モデルを構築するとともに、当該サービスの普及・展開に必要なルールの明確化等を行う。	502	—	委託事業であり、申請金額の査定あり	地方公共団体、大学、データを扱うユーザ企業等から構成される地域のコンソーシアム	総務省情報流通行政局情報流通振興課 03-5253-5748	
3	デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開発	継続	高齢者・障害者の利便の増進に資する通信・放送サービスの充実に向けた、新たな ICT 技術等の研究開発を行う者に対し、その経費の一部を助成。	43	—	1/2	民間事業者等	情報流通行政局情報流通振興課情報活用支援室 03-5253-5743	
4	チャレンジド向け通信・放送役務提供・開発推進助成金	継続	身体障害者の利便の増進に資する通信・放送サービスの提供又は開発を行う者に対し、その経費の一部を助成。	46	—	1/2	民間事業者等	国立研究開発法人情報通信研究機構 デプロイメント推進部門 情報バリアフリー推進室 042-327-6022	

5	地域における IoT の学び推進事業	新規	2020 年度からのプログラミング教育の必修化を通じて、IoT への興味・関心を高めた児童生徒が、IoT について継続的・発展的に学ぶことができるように、企業や地域住民による学習機会の手法を確立し、先端 IoT 人材の育成を促進する。	150	—	—	地方公共団体又は民間企業等	総務省情報流通行政局情報流通振興課情報活用支援室 03-5253-5743	
6	地域情報化の推進事業 (地域課題解決に資する取組への ICT 専門家の派遣)	継続	ICT を利活用して地域の課題解決に取り組む自治体等に対し、ICT の知見、ノウハウを有する専門家を派遣し、助言、提言、情報提供等を行う。(自治体と共同で事業を行う NPO も申請可能)	(95 の内数)	—	—	地方公共団体等	情報流通行政局地域通信振興課 03-5253-5758	

府省庁名	総務省
------	-----

連番	事業名	区分	施策・事業概要	30 年度予算額 (百万円)	29 年度 補正予算額 (百万円)	補助率	実施主体	所管部局（課室） 連絡先	備考
1	復興支援員	継続	被災者の見守りやケア、地域おこし活動の支援等の「復興に伴う地域協力活動」を通じ、コミュニティ再構築を図る復興支援員を設置する地方公共団体に対して、設置に係る費用を震災復興特別交付税により財政支援を行うもの。 (NPO は、復興支援員の募集・選考、事前説明、給与の支払い、活動後のサポート等の事務を受託することが可能であるが、復興支援員の委嘱は地方公共団体から直接隊員個人に対し行われるものである。)	—	—	※設置に係る費用を震災復興特別交付税により措置。	地方公共団体	総務省地域力創造グループ 地域自立応援課 03-5253-5394	

連番	事業名	区分	施策・事業概要	30 年度予算額 (百万円)	29 年度 補正予算額 (百万円)	補助率	実施主体	所管部局（課室） 連絡先	備考
1	刑務所出所者等の住居の確保（更生緊急保護等の委託）	継続	適当な住居のない刑務所出所者等について、保護観察所の長が更生保護事業を営む者等に委託して宿泊場所の供与等を実施する。	（5,275 の内数）	0	—	国	保護局更生保護振興課 03-3580-4111 （内線 2635）	

府省庁名	外務省
------	-----

連番	事業名	区分	施策・事業概要	30 年度予算額 (百万円)	29 年度 補正予算額 (百万円)	補助率	実施主体	所管部局（課室） 連絡先	備考
1	日本 NGO 連携無償資金協力	継続	日本の NGO が開発途上国・地域で実施する経済・社会開発事業及び緊急人道支援事業に外務省が資金協力するもの。	無償資金協力 160,471 の内数	3,150	上限額まで (1 億円)	NPO を含む NGO 等	外務省国際協力局 民間援助連携室 03-5501-8361	
2	NGO 事業補助金	継続	日本の NGO が海外で実施する開発協力事業に関連し、プロジェクトの形成、プロジェクト後の評価、及び国内外における会議開催等の事業に要する経費に対し補助金を交付するもの。	12	—	総事業費の 2 分の 1 以下 (上限 200 万 円)	NPO を含む NGO 等	外務省国際協力局 民間援助連携室 03-5501-8361	
3	NGO 活動環境整備支援事業	継続	日本の NGO の組織体制・事業実施能力強化や専門性向上を目的として、 ① NGO 相談員 ② NGO 海外スタディ・プログラム ③ NGO 海外インターン・プログラム ④ NGO 研究会 を行うもの。	94	—	全額	NPO を含む NGO 等	外務省国際協力局 民間援助連携室 03-5501-8361	
4	JICA 草の根技術協力事業	継続	日本の NGO 等が提案する現地住民の生活改善・生計向上に裨益することを目的とした技術協力事業を実施するもの。	JICA 運営費 交付金 149,764 の内 数	—	上限額まで (1 億円(パートナー型)), 1,000 万円 (支援型)等)	NPO を含む NGO 等	JICA 国内事業部 市民参加推進課 TEL: (03) 5226-8789 E-mail: tatpp@jica.go.jp	

5	JICA NGO 等活動支援事業	継続	将来的な協働に向けて、日本の NGO 等に対し、団体の能力強化を目的とし、①JICA が企画する日本及び海外でのプロジェクト運営能力向上に資する研修（事業マネジメント等）、②各地域のニーズに応じた NGO 等からの提案型研修を行うもの。	JICA 運営費 交付金 149,764 の内 数	—	①— ②全額	①JICA ②NPO を含 む NGO 等	JICA 国内事業部 市民参加推進課 TEL: (03) 5226-8789 E-mail: tatpp@jica.go.jp	
6	JICA 現地安全対策研修	継続	脅威度の高い海外拠点において活動する国際協力事業関係者（JICA と契約関係にない国際協力事業関係者含む）に研修を実施し安全意識を高めるとともに、有事の際の対応方法等の学習機会を提供するもの。	JICA 運営費 交付金 149,764 の内 数	—		JICA	JICA 安全管理部 計画課 TEL: (03) 5226-8870 E-mail: jicast@jica.go.jp	
7	JICA 本邦安全対策研修	継続	昨今の世界的な治安情勢の変化を踏まえ、ODA 事業に関連する企業・団体・NGO 等（JICA と契約関係にない国際協力事業関係者含む）に、安全対策研修（渡航者向け・管理者向け）およびテロ対策実技訓練（渡航者向け）を実施するもの。	JICA 運営費 交付金 149,764 の内 数	—		JICA	JICA 安全管理部 計画課 TEL: (03) 5226-8870 E-mail: jicast@jica.go.jp	

連番	事業名	区分	施策・事業概要	30 年度予算額 (百万円)	29 年度 補正予算額 (百万円)	補助率	実施主体	所管部局（課室） 連絡先	備考
1	帰国・外国人児童生徒等 教育の推進支援事業 (うち、定住外国人の子 供の就学促進事業)	継続	就学に課題を抱える外国人の子供の、公立学校や 外国人学校への円滑な就学を図ることを目的として 行う、学校とのコーディネートや日本語・母語指導 等の取組を支援する。 本事業においては、実施主体の地方自治体から NPO 法人等に業務委託することが可能。	43	—	3 分の 1	地方公共団体、複 数の特別区又は市 町村を構成員とす る合同協議会	文部科学省大 臣官房国際課 03-5253-4111 (内 3222)	実施主体である 地方公共団体 (都道府県及び 市区町村) 及び 複数の特別区又 は市町村を構 成員とする合同協 議会が、一部業 務を NPO 法人等 に委託可。
2	地域学校協働活動推進 事業	継続	幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、子 供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協 働活動」を推進するため、地域と学校をつなぐ地域 学校協働活動推進員の配置や機能強化により、基盤 となる「地域学校協働本部」の整備を推進するとと もに、学びによるまちづくりや地域人材育成、放課 後子供教室、地域住民等による学習支援（地域未来 塾）、外部人材を活用した教育支援の取組を通じて、 社会全体の教育力の向上及び地域の活性化を図る。	(6,012 の 内数)	—	3 分の 1	地方公共団体	生涯学習政策 局社会教育課 03-5253-4111 (内 3260)	実施主体である 地方公共団体 (主に市町村) が、一部業務を 子供たちの学 習・体験等に関 わる NPO 法人等 に委託可。
3	(独)国立青少年教育振 興機構「子どもゆめ基 金」	継続	(独) 国立青少年教育振興機構において、未来を 担う夢を持った子供の健全育成を進めるため、NPO 法人等の民間団体が実施する様々な体験活動や読書 活動等への支援を行う。	(8,720 の 内数)	—	予算の 範囲内 で審査 委員会 が決定	NPO 法人、公益 法人などの青少年 教育に関する事業 を行う民間の団体	生涯学習政策 局青少年教育 課 03-5253-4111 (内 2056)	

4	地域の教育資源を活用した教育格差解消プラン（うち、学びを通じたステップアップ支援促進事業）	継続	高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援のモデルとなる取組について、実践研究を行うとともに、その研究成果の全国展開を図る。	25	—	委託事業（予算の範囲内で採択）	地方公共団体、NPO 法人等の団体	生涯学習政策局 参事官付 03-5353-4111(内 3466)	
5	いじめ対策・不登校支援等推進事業	継続	いじめ問題をはじめ、暴力行為、不登校等の様々な課題を抱える子供への支援、子供の社会性や情動の発達と問題行動の関係等について、地方公共団体等に先進的調査研究を委託する。 【調査研究課題例】 ・自殺予防に対する効果的な取組に関する調査研究 ・脳科学・精神医学・心理学等に関する研究と学校教育の連携による調査研究 ・学校教育における長期宿泊体験活動の導入促進に関する調査研究 ・いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究 ・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究 ・学校以外の場における教育機会の確保等に関する調査研究	190	—	委託事業であり、申請金額の査定あり。	地方公共団体、大学等の研究機関	初等中等教育 局児童生徒課 03-5253-4111 (内 3299)	NPO 法人については、その地域の教育委員会等との連携強化の点から、事業を委託した教育委員会等からの再委託という形で事業を実施することは可能。
6	特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業 (うち、民間団体等を活用した特別支援教育の理解啓発)	名称 変更	NPO 法人を含む民間企業等の知見を活用しながら、小・中学校等の教職員や障害のある子供を持つ保護者等が特別支援教育についての理解を深められるよう、障害のある子供達に対するより質の高い教育の実施に資する講演会やパンフレット作成等を行う。	(50 の内数)	—	委託事業であり、申請金額の査定あり。	NPO 法人、民間企業等	初等中等教育 局特別支援教育課 03-5253-4111 (内 3716)	29 年度事業名： 特別支援教育に関する実践研究 充実事業
7	多様な科学技術コミュニケーション活動の推	継続	未来共創イノベーション活動支援では地方公共団体、科学館、大学・研究機関、各種教育機関、NPO、	(758 の内数)	—	委託事業であ	大学、科学館、地方公共団体、NPO	国立研究開発法人科学技術振興	平成 30 年度予算額は運営費交付

	進		公益法人等の実施主体が国内外の様々なステークホルダーと対話・協働し、顕在的・潜在的な社会的期待や問題を政策形成や知識創造、社会実装等へとつなぐ共創の場を構築する活動を支援する。			り、申請金額の査定あり。	法人等	機構科学「科学と社会」推進部 03-5214-7493	金中の推計額。
8	ジュニアドクター育成塾	継続	理数・情報分野で特に意欲や突出した能力を有する全国の小中学生を対象に、その能力等のさらなる伸長を図る特別な教育プログラムを提供する NPO 法人を含む団体等の取組を支援する。	210	—	委託事業であり、申請金額の査定あり。	大学、高専、科学館、NPO 法人等	国立研究開発法人科学技術振興機構理数学習推進部 048-226-5664	平成 30 年度予算額は運営費交付金中の推計額。
9	女子中高生の理系進路選択支援プログラム	継続	科学技術分野で活躍する女性研究者等のロールモデル提示等により、女子中高生の理系進路選択を推進するため、NPO 法人を含む団体等が取り組む活動等を支援する。	45	—	委託事業であり、申請金額の査定あり。	大学、科学館、NPO 法人等	国立研究開発法人科学技術振興機構理数学習推進部 048-226-5664	複数機関との共同実施体制の構築が必要。 なお、平成 30 年度予算額は運営費交付金中の推計額。
10	戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）	継続	自然科学に加え人文・社会科学の知見を活用し、広く社会の関与者の参画を得た研究開発により社会の具体的問題を解決し、成果の社会実装等を一層推進するため、NPO 法人を含む団体等の取組を支援する。	62	—	委託事業であり、申請金額の査定あり。	大学、地方公共団体、NPO 法人等	国立研究開発法人科学技術振興機構社会技術研究開発センター 03-5214-0132	平成 30 年度予算額は運営費交付金中の推計額。
11	スポーツ振興くじ助成	継続	（独）日本スポーツ振興センターが販売するスポーツくじ（toto・BIG）の収益により、NPO 法人を含むスポーツ団体及び地方公共団体が行う地域のスポーツ振興を目的とする事業等に対して助成を実施する。※本事業は独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施。	未定	—	①地域スポーツ施設整備助成：3 分の 2～5 分の 4	NPO 法人を含むスポーツ団体及び地方公共団体	スポーツ庁政策課 03-6734-3001	助成対象事業の実施期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間。 助成対象事業の募集は、当該事

						②総合型地域スポーツクラブ活動助成：10分の9 ③将来性を有する競技者の発掘及び育成活動助成：5分の4 ④スポーツ団体スポーツ活動助成：3分の2～10分の9			業年度の前年度12月頃に開始予定。 助成内容は、各助成事業の必要性や助成財源の規模等により、毎年度見直される可能性あり。 詳細は独立行政法人日本スポーツ振興センターのHP参照。
12	スポーツ振興基金助成	継続	(独)日本スポーツ振興センターが運用するスポーツ振興基金(政府出資金と民間からの寄附金を原資)の運用益により、NPO法人を含むスポーツ団体が行う競技力向上を目的とした強化活動、大会開催	未定	—	3分の2	NPO法人を含むスポーツ団体	スポーツ庁政策課 03-6734-3001	助成対象事業の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日ま

			等のスポーツ活動等に対して助成を実施する。 ※本事業は独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施。						での１年間。 助成対象事業の募集は、当該事業年度の前年度１２月頃に開始予定。 助成内容は、各助成事業の必要性や助成財源の規模等により、毎年度見直される可能性あり。 詳細は独立行政法人日本スポーツ振興センターのHP参照。
13	芸術文化振興基金による助成	継続	広く国民が芸術文化に親しみ、自らの手で新しい文化を創造していける環境の醸成と基盤の強化を図るため、芸術家・芸術団体が行う芸術の創造普及を図るための活動、地域の文化振興を目的として行う活動、文化に関する団体が行う文化の振興普及を図るための活動等に対して支援する。	未定	—	募集案内に定める助成対象経費の２分の１以内、かつ、自己負担金の範囲内。	NPO 法人を含む芸術団体	文化庁文化部芸術文化課 03-5253-4111 (内 4796)	
14	舞台芸術創造活動活性化事業	継続	芸術の水準向上に直接的な牽引力となる創造活動への重点支援とともに、各分野の特性に配慮した創造活動の推進及び、その成果について国内外への発	3,287	—	公演等の制作にかか	NPO 法人を含む芸術団体	文化庁文化部芸術文化課 03-5253-4111	

			信を促し各芸術団体の芸術水準向上を図りつつ、より多くの国民に対し優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供する。			る経費の一部（申請金額の査定あり）。		(内 2081)	
15	戦略的芸術文化創造推進事業	継続	世界における日本文化芸術への関心と評価を高め、我が国の文化芸術各分野の総力を結集して、グローバルなネットワークを構築・強化しつつ、世界のトップと評価される新たな文化芸術の創造と発信を図るなど、戦略的な文化芸術施策を展開する。また、障害者芸術や社会的包摂に資する活動を拡充し、共生社会の実現を図る。	1,250	—	委託事業であり、申請金額の査定あり。	NPO 法人を含む芸術団体	文化庁文化部 芸術文化課 03-5253-4111 (内 2081)	
16	芸術文化の世界への発信と新たな展開	継続	舞台芸術や現代アートなど我が国の優れた芸術文化を積極的に海外に発信するとともに、各分野における国際文化交流を推進することにより、我が国の芸術水準の飛躍的向上を図り、我が国における芸術文化の創造力と国際競争力を高めるとともに、我が国文化をより効果的に発信することにより、日本文化のブランド価値を高め、「文化芸術立国」の推進に資する。	1,066	—	公演等の制作にかかる経費の一部（申請金額の査定あり）。	NPO 法人を含む芸術団体	文化庁文化部 芸術文化課 03-5253-4111 (内 2081)	
17	新進芸術家グローバル人材育成事業	継続	新進芸術家等が基礎や技術を磨いていくために必要な舞台などの実践の機会や、広い視野、広い見聞、広い分野に関する知識を身につける場を提供するとともにその基盤整備を図り、次代を担い、世界に通用する創造性豊かな新進芸術家の育成等に資する。	(1,344 の内数)	—	委託事業であり、申請金額の査定あり。	NPO 法人を含む芸術団体	文化庁文化部 芸術文化課 03-5253-4111 (内 2081)	
18	文化芸術による子供の育成事業	継続	小学校・中学校等において一流の文化芸術団体による実演芸術の巡回公演を行い、又は小学校・中学	5,274	—	委託事業であ	NPO 法人を含む芸術団体	文化庁文化部 芸術文化課	

			校等に個人又は少人数の芸術家を派遣し、子供たちに対し質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供する。また、小学校・中学校等において、芸術家による表現手法を用いた計画的・継続的なワークショップ等を実施する。			り、申請金額の査定あり。		03-5253-4111 (内 2835)	
19	劇場・音楽堂等機能強化推進事業	名称変更	我が国の文化拠点である劇場・音楽堂等が行う、実演芸術の創造発信や専門的人材の養成、普及啓発事業、劇場・音楽堂等間のネットワーク形成等に対し総合的に支援する。	2,799	—	募集案内に定める助成対象経費の2分の1以内、かつ、自己負担金の範囲内。又は、事業実施に係る経費の一部(申請金額の査定あり)。	地方公共団体、NPO法人等、法人格を有する者等	文化庁文化部 芸術文化課 03-5253-4111 (内 3163)	29年度事業名： 劇場・音楽堂等 活性化事業
20	「生活者としての外国人」のための日本語教育事業	継続	日本に滞在する外国人が日本社会の一員として円滑に生活を送れるように日本語教育の充実を図るため、地域の実情に応じた日本語教育の実施、人材の育成及び学習教材の作成を支援するとともに、各地の日本語教育の体制整備を推進する取組等を支援す	85	—	委託事業であり、申請金額の査定あり。	地方公共団体、公益法人、NPO法人等	文化庁文化部 国語課 03-5253-4111 (内 2839)	

			る。			り。			
21	伝統文化親子教室事業	継続	子供たちが親と共に、民俗芸能・工芸技術・邦楽・日本舞踊・茶道・華道などの伝統文化・生活文化等を計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供する取組に対して支援を行う。	1,269	—	上限：1 教室あ たり 50 万円（委 託事業 であり、 申請金 額の査 定あ り）。	NPO 法人を含む文 化関係団体	文化庁地域文化 創生本部 075-330-6720 （内 1017）	
22	伝統音楽普及促進支援 事業	継続	伝統音楽の正しい知識、技能を指導者等に教授するため、実演家団体等が行う伝統音楽等の普及を促進する取組に対して支援を行う。	24	—	委託事 業であ り、申 請金 額の 査定 あり。	NPO 法人を含む伝 統音楽関係団体	文化庁文化財部 伝統文化課 03-5253-4111 （内 3104）	
23	NPO 等による文化財建 造物管理活用の自立支 援モデル検討事業	継続	空き家の増加や管理運営資金の不足、法令上の制約といった、文化財建造物の管理活用に係る様々な課題に関して、活用実践者の立場から考え得る実効性の高い打開策を「自立支援モデル」と呼び、これを委託事業により幅広く集めながら、今後の有効な対策を官民の協力により検討する。	11	—	委託事 業であ り、申 請金 額の 査定 あり。	NPO 法人、募集案 内に定める要件を 満たす社団法人、 財団法人、任意団 体等	文化庁文化財部 参事官付 03-5253-4111 （内 2792）	

復興関連事業

平成 29 年度補正及び平成 30 年度 NPO 関連予算総括表

府省庁名	文部科学省
------	-------

連番	事業名	区分	施策・事業概要	30 年度予算額 (百万円)	29 年度 補正予算額 (百万円)	補助率	実施主体	所管部局（課室） 連絡先	備考
1	被災者支援総合交付金 （仮設住宅の再編等に 係る子供の学習支援に よるコミュニティ復興 支援事業）	継続	震災の影響で学習環境が十分でない地域の子供を 中心に、地域と学校の連携・協働による学習支援等 を実施することにより、被災地における子供の学習 環境の整備や仮設住宅内、また、仮設住宅とその周 辺地域とを結ぶコミュニティの復興促進を図る。	（19,016 の 内数）	—	10 分の 10	地方公共団体等	生涯学習政策 局社会教育課 03-5253-4111 （内 3286）	実施主体である 地方公共団体等 が、一部業務を NPO 法人等に委 託可。
2	被災者支援総合交付金 （福島県の子供たちを 対象とする自然体験・交 流活動支援事業）	継続	福島県内の子供を対象として、学校や社会教育団 体等が実施する自然体験活動や県内外の子供たちと の交流活動を支援する。	（19,016 の 内数）	—	10 分の 9	福島県	生涯学習政策 局青少年教育 課 03-5253-4111 （内 2056）	
3	緊急スクールカウンセ ラー等活用事業	継続	被災した幼児児童生徒・教職員の心のケアや、教 職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復 興支援、福祉関係機関との連携調整等様々な課題に 対応するため、自治体等に対し、スクールカウンセ ラー等を活用する経費を支援する。	2,450	—	10 分の 10	地方公共団体等	初等中等教育 局児童生徒課 03-5253-4111 （内 2905）	NPO 等民間事業 者については、被 災自治体との連 携強化の観点か ら、被災自治体 からの再委託と いう形で事業を 実施することが 可能。

通常事業

平成 29 年度補正及び平成 30 年度 NPO 関連予算総括表

府省庁名	厚生労働省
------	-------

連番	事業名	区分	施策・事業概要	30 年度予算額 (百万円)	29 年度 補正予算額 (百万円)	補助率	実施主体	所管部局（課室） 連絡先	備考
1	地域の健康増進活動支援事業	継続	健康づくり活動に取り組む民間団体の、健康づくりの牽引役となる人材の育成やボランティアを活用する主体的かつ自由な発想に基づく取組について、補助金を交付する。	76	—	定額 (10/10)	NPO 法人等	厚生労働省健康局健康課 03-5253-1111 (内線 2971)	
2	がん検診従事者研修事業	継続	胃内視鏡検査を実施する医師に対して、安全管理体制の整備に係る研修を実施する。	(15 の内数)	—	1/2	都道府県 公益法人 一般社団法人 一般財団法人 NPO 法人等	厚生労働省健康局がん・疾病対策課 03-5253-1111 (内線 4604)	
3	HIV 感染者等の NGO 等への支援事業	継続	HIV 感染者等で構成される NPO・NGO 等による活動を支援し、効果的で当事者性のある HIV 感染予防の普及啓発や患者支援を図る。	(135 の内数)	—	定額 (10/10)	NPO 法人等	厚生労働省健康局結核感染症課 03-5253-1111 (内線 2358)	
4	雇用と福祉の連携による地域に密着した就労支援の実施	継続	障害者就業・生活支援センターが、障害者の職業生活における自立を図るため、雇用、保険、福祉、教育等の地域の関係機関と連携の下、障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行う。	(8,019 の内数)	—	10/10 ※委託費 の上限額 内で交付	<実施主体> 都道府県 <委託先> 社会福祉法人 NPO 法人 一般社団法人 一般財団法人 医療法人 等	厚生労働省職業安定局 障害者雇用対策課地域就労支援室 03-5253-1111 (内線 5832)	
5	保育園等整備交付金	継続	施設整備（創設、増築、増改築等）に係る経費の一	(66,371 の内	(54,836 の内	定額 (1/2	<実施主体>	厚生労働省子	

			部を補助する。	数)	数)	相当) ※子育て 安心プランに 参加する一定 の自治体の 場合 2/3 相当	市区町村 ＜設置主体＞ NPO 法人等	ども家庭局保 育課 03-5253-1111 (内線 4837)	
6	保育対策総合支援事業 費助保金（うち、民有 地マッチング事業）	継続	地権者から整備候補地の公募・選考等を行うとともに、当該候補地での保育園等整備を希望する法人の公募・選考等に必要経費の一部を補助する。	(38,144 の内 数)	—	1/2	＜実施主体＞ 都道府県 市区町村 都道府県等が認 めた者 ＜委託先＞ NPO 法人等	厚生労働省子 ども家庭局保 育課 03-5253-1111 (内線 4837)	
7	保育対策総合支援事業 費補助金（うち、保育 園等改修費等支援事 業）	継続	保育園等を賃貸物件を活用して設置する際や、幼稚園において長時間預かり保育を実施する際、認可外保育施設が認可保育園等の設備運営基準を満たすために必要な改修費等の一部を補助する。	(38,144 の内 数)	9,469	1/2 ※子育て 安心プランに 参加する一定 の自治体の 場合 2/3	＜実施主体＞ 市区町村 ＜委託先＞ NPO 法人等	厚生労働省子 ども家庭局保 育課 03-5253-1111 (内線 4837)	
8	保育対策総合支援事業 費補助金（うち、①保 育園設置促進事業、② 都市部における保育園 等への賃借料支援事 業）	継続	①保育園等の整備にあたり、土地の確保が困難な都市部等での保育園等の整備を促進するため、土地借料の一部を補助する。 ②賃借料が局地的に実勢と乖離している地域の保育園について、公定価格における賃借料加算との乖離分を補助する。	(38,144 の内 数)	—	1/2	＜実施主体＞ 市区町村 ＜委託先＞ NPO 法人等	厚生労働省子 ども家庭局保 育課 03-5253-1111 (内線 4837)	
9	保育対策総合支援事業 費補助金 （うち、①保育士・保 育園支援センター設置 運営事業、②若手保育 士や保育事業者への巡 回支援事業）	継続	①潜在保育士への就職支援、保育園に勤務する保育士等への相談支援、保育園の潜在保育士活用支援等を実施する保育士・保育園支援センターの設置・運営に要する費用の一部を補助する。 ②保育園等に勤務する経験年数の少ない保育士や保育事業者を対象とした巡回支援に要する費用の一部を補助する。	(38,144 の内 数)	—	1/2	＜実施主体＞ ① 都道府県 指定都市 中核市 ② 都道府県 市区町村	厚生労働省子 ども家庭局保 育課 03-5253-1111 (内線 4837)	

							<委託先> NPO 法人等		
10	保育対策総合支援事業費補助金（うち、①保育環境改善等事業、②広域的保育園等利用事業、③家庭支援推進保育事業、④保育利用支援事業（入園予約制）、⑤サテライト型小規模保育事業、⑥医療的ケア児保育支援モデル事業、⑦認可外保育施設の衛生・安全対策事業、⑧家庭的保育コンソーシアム形成モデル事業）	継続	①保育園等において、障害児を受け入れるために必要な改修等、病児・病後児保育（体調不良児対応型）の設備の整備等に必要な経費の一部を補助する。 ②こども送迎センターから保育園等又は保育園等から屋外遊戯場に代わる場所への児童の送迎を実施するための費用の一部を補助する。 ③家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童を多数（40%以上）受け入れている保育園に対して保育士の加配を行う。 ④保護者が育児休業取得後に保育の提供を受けることができるよう予約制の仕組みを設ける際に必要な経費の一部を補助する。 ⑤小規模保育事業などを利用する子どもの3歳到達時における保育園等への円滑な接続を図るため、保育園等において3歳児以降の子どもの受入れを重点的に行い、小規模保育事業所等と積極的に接続を行った場合に要する費用の一部を補助する。 ⑥医療的ケアを必要とする障害児が、保育園等の利用を希望する場合の受入体制整備を行うために必要な経費の一部を補助する。 ⑦認可外保育施設に従事する職員に対して健康診断を実施するための費用の一部を補助する。 ⑧複数の家庭的保育事業者及び連携施設が保育環境の整備や経営の効率化を共同で行う体制作りをモデル的に実施するための費用の一部を補助する。	(38,144の内数)	—	① 1/2, 1/3 ②～⑧ 1/2	<実施主体> ①～⑤⑦⑧ 市区町村 ⑥ 都道府県 市区町村 <委託先> NPO 法人等	厚生労働省子ども家庭局保育課 03-5253-1111 (内線 4837)	
11	保育対策総合支援事業費補助金（うち、①認可化移行調査費等支援事業、②認可化移行移転費等支援事業）	継続	①認可化するにあたり障害となっている事由を診断し、移行するための計画書の作成及び見直しに必要な経費の補助 ②認可化するにあたり立地場所や敷地面積の制約上、設備運営基準を満たすことができない場合の移転等に必要な費用の一部の補助を行う。	(38,144の内数)	—	1/2	<実施主体> ① 都道府県 市区町村 ② 市区町村 <委託先> NPO 法人等	厚生労働省子ども家庭局保育課 03-5253-1111 (内線4837)	
12	保育対策総合支援事業費補助金（うち、保育園等の事故防止の取組強化事業）	継続	事故防止の知識の確保等に必要な研修の実施及び重大事故が発生しやすい場面等に関する巡回支援指導を行うために必要な費用の一部を補助する。	(38,144の内数)	—	1/2	<実施主体> 都道府県 市区町村 <委託先> NPO 法人等	厚生労働省子ども家庭局保育課 03-5253-1111 (内線4837)	

13	保育対策総合支援事業費補助金（うち、保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるＩＣＴ化推進事業）	新規	保育士の業務負担軽減を図るため、保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務のＩＣＴ化を行うために必要なシステムの導入費用の一部の補助を行う。	—	1,299	1/2	＜実施主体＞ 市区町村 ＜委託先＞ NPO法人等	厚生労働省子ども家庭局保育課 03-5253-1111 （内線4837）	
14	保育対策総合支援事業費補助金（うち、保育園等における事故防止推進事業）	新規	保育園等における事故を防止するための備品の購入に係る費用の一部を補助する。	—	308	1/2	＜実施主体＞ 市区町村 ＜委託先＞ NPO法人等	厚生労働省子ども家庭局保育課 03-5253-1111 （内線4837）	
15	母子家庭等対策総合支援事業費補助金（うち、子どもの生活・学習支援事業）	継続	放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもの生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行う事業。	（12,226の内数）	—	1/2	＜実施主体＞ 都道府県、市町村 ＜委託先＞ NPO法人等	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室 03-5253-1111 （内線4887）	
16	次世代育成支援対策施設整備交付金（うち、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、地域子育て支援拠点事業所及び利用者支援事業所に係る施設整備事業）	継続	児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、地域子育て支援拠点事業所及び利用者支援事業所の施設整備（創設、増築、増改築等）に係る経費の一部を補助する。	（7,129の内数）	—	定額（1/2相当）	＜実施主体＞ 都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村 ＜委託先＞ 社会福祉法人 公益社団法人 公益財団法人 NPO法人等	厚生労働省子ども家庭局子育て支援課 03-5253-1111 （内線4960）	
17	地域生活定着促進事業	継続	高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者の社会復帰を支援するため、各都道府県に「地域生活定着支援センター」を設置し、保護	（38,493の内数）	—	定額	＜実施主体＞ 都道府県 ＜委託先＞	厚生労働省社会・援護局総務課	

			観察所と協働して福祉サービスにつなげるための準備を進める。				NPO 法人等	03-5253-1111 (内線 2816)	
18	社会的な居場所づくり支援事業	継続	被保護者の自立支援を推進するために、企業、NPO、市民等と行政との協働により、被保護者の社会的自立を支援する取組の推進を図る。	(38,493 の内数)	—	3/4	＜実施主体＞ 都道府県 市 福祉事務所を設置する町村 ＜委託先＞ 社会福祉法人 NPO 法人等	厚生労働省 社会・援護局 保護課 03-5253-1111 (内線 2833)	
19	居住の安定確保支援事業	継続	被保護者の安定した地域生活の継続を図ることを目的に、賃貸住宅等への入居希望者や入居者を対象に、家賃の代理納付の活用等の入居に関する支援や見守り等の日常生活支援を実施する。	(38,493 の内数)	—	3/4	＜実施主体＞ 都道府県 市 福祉事務所を設置する町村 ＜委託先＞ 社会福祉法人 NPO 法人等	厚生労働省 社会・援護局 保護課 03-5253-1111 (内線 2833)	
20	社会福祉振興助成事業	継続	政策動向や国民ニーズを踏まえ、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して生活できるよう支援することを目的に、民間の創意工夫ある事業に対して助成を行う。	608	—	定額	＜実施主体＞ (独)福祉医療機構 ＜助成先＞ NPO 法人等	厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課 03-5253-1111 (内線 2866)	
21	社会福祉推進事業	継続	地域社会における今日的課題に対する先駆的・試行的な取組等に対する支援を通じて、社会福祉の発展改善等に寄与することを目的として実施する。	(38,493 の内数)	—	定額	＜実施主体＞ 採択された法人 (NPO 法人含む)	厚生労働省 社会・援護局 総務課 03-5253-1111 (内線 2891)	
22	被保護者就労支援事業	継続	被保護者の自立の促進を図ることを目的とし、被保護者の就労の支援に関する問題について、被保護者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行う	(21,772 の内数)	—	3/4	＜実施主体＞ 都道府県 市	厚生労働省 社会・援護局 保護課	

			事業を実施する。				福祉事務所を設置 する町村 ＜委託先＞ 社会福祉法人 NPO 法人等	03-5253-1111 (内線 2833)	
23	被保護者就労準備支援事業	継続	就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など、就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対し、一般就労に向けた準備として、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を、計画的かつ一貫して実施する。	(38,493 の内数)	—	2/3	＜実施主体＞ 都道府県 市 福祉事務所を設置 する町村 ＜委託先＞ 社会福祉法人 NPO 法人等	厚生労働省 社会・援護局 保護課 03-5253-1111 (内線 2833)	
24	ひきこもり対策推進事業	継続	ひきこもり対策を推進するための体制を整備し、相談支援等を通じて、ひきこもり状態にある本人の自立を促すことにより、本人及びその家族等の福祉の増進を図る。	(38,493 の内数)	—	1/2	＜実施主体＞ 都道府県 指定都市 市区町村 ＜委託先＞ NPO 法人等	厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 03-5253-1111 (内線 2859)	
25	地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業	継続	地域における福祉ニーズを踏まえ、地域住民相互の支え合いによる要支援者への見守り、生活支援といった共助の取組の基盤づくりを支援する。	(38,493 の内数)	—	1/2	＜実施主体＞ 都道府県 市区町村 ＜委託先＞ NPO 法人等	厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 03-5253-1111 (内線 2859)	
26	生活困窮者自立支援制度	継続	生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対し、包括的な相談支援、就労支援等を行い、その自立を促進する。 ① 自立相談支援事業 ② 住居確保給付金 ③ 就労準備支援事業 ④ 一時生活支援事業	(①、②について 21,772 の内数) (③～⑦について 38,493 の内数)	—	①、② 3/4 ③、④、⑤ ※ 2/3 ⑤～⑦ 1/2 ※①③⑤	＜実施主体＞ 都道府県 市区町村 ＜委託先＞ 社会福祉法人 NPO 法人等	厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 03-5253-1111 (内線 2879)	

			⑤ 家計相談支援事業 ⑥ 子どもの学習支援事業 ⑦ その他事業			を一体的 に実施し た場合			
27	自殺防止対策事業	継続	自殺対策に取り組む民間ボランティア団体の活動 に対し、財政支援する。	(2,600 の内 数)	—	定額	＜実施主体＞ NPO 法人等	厚生労働省 社会・援護局総 務課自殺対策 推進室 03-5253-1111 (内線 3069)	
28	被保護者家計相談支援 事業（仮称）	新規	被保護者の自立（保護廃止）後に再度生活保護の受 給に至らないようにすることを目的とし、被保護者 の生活保護廃止を見据えた家計管理方法の提案、支 援や大学等への進学に伴い自立が見込まれる世帯 への進学費用や奨学金制度等への助言、案内を行う 事業を実施する。	(38,493 の内 数)	—	2/3	＜実施主体＞ 都道府県 市 福祉事務所を設置 する町村 ＜委託先＞ 社会福祉法人 NPO 法人等	厚生労働省 社会・援護局 保護課 03-5253-1111 (内線 2833)	
29	樺太等残留邦人集団一 時帰国事業	継続	樺太等残留邦人に対する一時帰国の援助を行うと ともに、樺太等残留邦人の永住帰国に関する意向及 び永住帰国時期の調査等を行い、帰国希望者が円滑 に帰国できるよう支援する。	35	—	10/10 ※委託費 の上限額 内で交付	＜実施主体＞ 国 ＜委託先＞ NPO 法人等	社会・援護局 援護企画課中 国残留邦人等 支援室 03-5253-1111 (内線 3465)	
30	中国残留邦人等地域生 活支援事業	継続	地方自治体が実施主体となり、中国残留邦人等が地 域において生き生きと暮らすことができるよう、地 域における多様な施設や活動等をネットワーク化 し、身近な地域での日本語教育支援事業等の地域支 援を促進する。	(17,110 の内 数)	—	10/10	＜実施主体＞ 都道府県 市区町村 ＜委託先＞ NPO 法人等	社会・援護局 援護企画課中 国残留邦人等 支援室 03-5253-1111 (内線 3463)	
31	地域生活支援推進事業	継続	全国7ヶ所に設置している中国帰国者支援・交流セ ンターで、より一層、地域に定着した中国残留邦人	(7 の内数)	—	10/10 ※委託費	＜実施主体＞ 中国帰国者支援・	社会・援護局 援護企画課中	

			等への支援が行われるよう、地域で活動するNPO法人等との連携を推進し、活動を援助する。			の上限額 内で交付	交流センター ＜委託先＞ NPO法人等	国残留邦人等 支援室 03-5253-1111 (内線 3463)	
32	障害者総合福祉推進事業	継続	障害者施策全般にわたり解決すべき課題について、現地調査等による実態把握や試行的取組を通じた提言を行う。	(400 の内数)	0	定額	採択された法人 (NPO 法人等)	社会・援護局障害保健福祉部 企画課自治体支援係 03-5253-1111 (内線 3007)	
33	地域生活支援事業	継続	事業の実施主体である市町村等が、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により計画的に実施する事業。	(45,071 の内数)	0	1/2 以内	＜実施主体＞ 都道府県、市町村 ＜委託先、補助先＞ NPO 法人等	社会・援護局障害保健福祉部 企画課自立支援振興室 03-5253-1111 (内線 3075)	
34	地域生活支援促進事業	継続	発達障害者支援、障害者虐待防止対策、障害者就労支援、障害者の芸術文化活動の促進等、国として促進すべき事業について、5割又は定額の補助を確保し、質の高い事業実施を図る。	(4,243 の内数)	0	1/2 又は定額 (10/10)	＜実施主体＞ 都道府県、市町村 ＜委託先、補助先＞ NPO 法人等	社会・援護局障害保健福祉部 企画課自立支援振興室 03-5253-1111 (内線 3075)	
35	障害者芸術文化活動普及支援事業	継続	障害者の芸術文化活動の相談支援・人材育成等の支援ノウハウを全国展開し、障害者の芸術文化活動の更なる振興を図る。	(213 の内数)	0	1/2 又は定額 (10/10)	＜実施主体＞ 都道府県、 NPO 法人等 ＜委託先＞ NPO 法人等	社会・援護局障害保健福祉部 企画課自立支援振興室 03-5253-1111 (内線 3071)	
36	依存症民間団体支援事業	新規	アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症者やその家族等の支援について、全国規模で実施している自助グループ等民間団体の活動（支援ネットワークの構築や相談支援、普及啓発活動等）に関する支援を行う。	(18 の内数)	—	定額 (10/10)	NPO 法人等	社会・援護局障害保健福祉部 精神・障害保健課心の健康支援室 03-5253-1111 (内線 3100)	

37	社会福祉施設等施設整備費補助金	継続	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助する。	(7,154 の内数)	(8,010 の内数)	1/2	＜実施主体＞ 都道府県 指定都市 中核市 ＜委託先＞ 社会福祉法人、 医療法人 公益社団法人 NPO 法人等	社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課 03-5253-1111 (内線 3035)	
38	地域支援事業交付金	継続	要支援・要介護状態になる前から介護予防サービスを提供し、効果的な介護予防システムを確立するとともに、地域の総合相談、権利擁護事業等を行う地域支援事業に対し交付金を交付する。 ①介護予防・日常生活支援総合事業 ②包括的支援事業 ③任意事業	(198,754 の内数)	0	① 25/100 ②、③ 38.5/100	＜実施主体＞ 市町村 ＜委託先＞ NPO 法人等	老健局振興課 03-5253-1111 (内線 3937)	
39	若者職業的自立支援推進事業	継続	「地域若者サポートステーション」において、職業的自立に向けての専門的相談支援、就職後の定着・ステップアップ支援等を実施する。	(3,946 の内数)	—	10/10	＜実施主体＞ 国 ＜委託先＞ 民間企業 NPO 法人等	厚生労働省人材開発統括官 付若年者・キャリア形成支援 担当参事官室 03-52523-1111 (内線 5969)	
40	離職者等の再就職に資する総合的な職業能力開発プログラムの推進	継続	都道府県等が行う公共職業訓練（離職者に対する訓練）について、公共職業能力開発施設で行うほか、多様な人材ニーズに機動的に対応するため、民間教育訓練機関等を活用した委託訓練を実施する。	(62,196 の内数)	—	10/10 ※委託費 の上限額 内で交付	＜実施主体＞ 都道府県及び横浜市 ＜委託先＞ 民間企業 専修学校・各種学校 大学・大学院 NPO 法人等	人材開発統括 官付訓練企画 室 03-5253- 1111 (内線 5609)	
41	求職者支援制度	継続	民間教育訓練機関等を活用して、雇用保険を受給できない求職者に対して、就職に必要な技能と知識の	(20,949 の内数)	—	訓練の受 講者 1 人	＜実施主体＞ 国	人材開発統括 官付訓練企画	

			向上を図る訓練を実施する。			につき月 5万～7 万円	（都道府県労働局、 （独）高齢・障害・求職者雇用支援機構） ＜委託先＞ 民間企業 専修学校・各種学校 大学・大学院 NPO法人等	室 03－5253－1111 （内線 5609）	
42	障害者の多様なニーズに対応した委託訓練の実施（障害者の態様に 応じた多様な委託訓練の実施）	継続	民間教育訓練機関等多様な委託先を活用することにより、個々の障害者の態様に対応した委託訓練を実施する。	（1,406 の内 数）	—	10/10 ※委託費 の上限額 内で交付	〈実施主体〉 都道府県 〈委託先〉 民間企業 社会福祉法人 NPO 法人等	厚生労働省人材開発統括官 特別支援室 03-5253-1111 （内線 5962）	
43	民間事業者と協働で行う地域福祉・健康づくり事業	継続	保健福祉分野における社会的事業の開発・普及を図るため、ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）など社会的インパクト投資の枠組みを活用した事業を実施し、成果指標の設定等の環境整備、課題や有効性の検証などを行う。	111	—	10/10	NPO 法人等	厚生労働省政策統括官（総合政策担当）（社会保障担当参事官室） 03-5253-1111 （内線 7695）	

復興関連事業

平成 29 年度補正及び平成 30 年度 NPO 関連予算総括表

府省庁名	厚生労働省
------	-------

連番	事業名	区分	施策・事業概要	30 年度予算額 (百万円)	29 年度 補正予算額 (百万円)	補助率	実施主体	所管部局（課室） 連絡先	備考
1	原子力災害対応雇用支援事業	継続	福島県及び同県内の市町村に対し資金を交付することにより、震災等の影響による失業者の一時的な雇用機会を創出する。	(1,549 の内 数)	—	福島県 及び同 県内の 市町村 から委 託費と して支 給	＜実施主体＞ 福島県及び同県内 の市町村 ＜委託先＞ 民間企業 NPO 法人等	職業安定局雇 用開発部地域 雇用対策課 03-5253-1111 (内線 5794)	
2	被災者見守り・相談支援事業（被災者支援総合交付金）	継続	東日本大震災の被災者が、現に居住する地域において、安心して日常生活を営むことができるよう、被災者の心のケアや孤立防止のための見守り支援を行うとともに、これに併せて日常生活上の相談支援などの孤立防止等のために必要となる支援を一体的に提供する体制の構築を図る。	(19,016 の 内数)	—	10/10	＜実施主体＞ 岩手県、宮城県、 福島県及び管内市 町村 ＜委託先＞ NPO 法人等	厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 03-5253-1111 (内線 2859)	

通常事業

平成 29 年度補正及び平成 30 年度 NPO 関連予算総括表

府省庁名	農林水産省
------	-------

連番	事業名	区分	施策・事業概要	30 年度予算額 (百万円)	29 年度 補正予算額 (百万円)	補助率	実施主体	所管部局（課室） 連絡先	備考
1	農林水産政策科学研究 委託事業	継続	外部の研究者の幅広い知見を活用することが適切と 考えられる政策研究課題について、公募により相手 方を選定して研究を実施。	47	—	委託費	（公募） 大学、民間団体、 NPO 法人等	農林水産政策 研究所 政策研究調査 官 03-6737-9042	
2	海外農業・貿易投資環境 調査分析事業	継続	農林水産物・食品の輸出拡大や食産業の海外展開の 促進に向け、官民協議会や二国間政策対話等に加え、 諸外国の制度・投資環境等の調査・分析や、民間企 業等の新たな事業展開に係る支援を実施する。	（719 の 内数）	—	委託費／ 補助金 （定額）	民間団体、民間企 業、NPO 法人等	農林水産省 大臣官房国際 部海外投資・協 カグループ 03-3502-5913	
3	中南米日系農業者等と の連携交流・ビジネス創 出事業	統廃 合	日本と中南米の農業・食産業分野の連携・交流の強 化や我が国の食産業の中南米進出のため、中南米 4 カ国の日系農業者の若手世代・女性等を日本に招へ いし、研修を行うとともに、日本の地方企業と日系 農業者等とのビジネス創出を図る。	60	—	委託費	民間団体、民間企 業、NPO 法人等	農林水産省 大臣官房国際 部海外投資・協 カグループ 03-3502-5914	平成 29 年度事業 名：中南米日系農 業者連携交流委 託事業
4	インフラ輸出技術利活 用検討調査事業	新規	食のインフラ輸出を促進するため、フードバリュー チェーン構築における生産分野と製造・加工、流通、 消費等の川下部分をパッケージ化した整備が可能 な、我が国が有する技術を選定するとともに、我が 国の技術優位性を特定するための調査・検討を行う。	17	—	委託費	民間団体、民間企 業、NPO 法人等	農林水産省 大臣官房国際 部海外投資・協 カグループ 03-3501-7402	
5	アジア・アフリカ地域に おけるフードバリュー チェーン構築のための	統廃 合	アジア・アフリカにおいて、フードバリューチェー ン各段階の人材を育成するため、農業生産者や民間 企業等を対象とした農業生産技術や収穫後の農産物	57	—	委託費／ 補助金 （定額）	民間団体、民間企 業、NPO 法人等	農林水産省 大臣官房国際 部海外投資・協	平成 29 年度事業 名：アフリカにお けるフードバリ

	人材育成事業		の付加価値を高めるための研修、セミナー等を実施する。					カグループ 03-3502-5913	ユーチェーン構築のための能力強化事業、アジア食料生産力・付加価値向上人材育成事業、ベトナム及びミャンマーにおける農業生産性・品質向上のための技術指導
6	アフリカ等のフードバリューチェーン課題解決型市場開拓事業	新規	アフリカ等でのフードバリューチェーン構築における課題を解決するため、日本企業が有するフードバリューチェーン構築に資する製品・サービス等の事業展開について、日本企業とアフリカ等の現地企業等とが協働して行う実証・評価等の活動を支援する。	36	—	定額	民間団体、民間企業、NPO 法人等	農林水産省 大臣官房国際部海外投資・協カグループ 03-3502-8058	
7	農場生産衛生強化推進事業	継続	農場 HACCP の導入に向けた取組やその成果としての認証取得を促進する農場指導員を増強するため、養成カリキュラムの検討・充実や養成研修を実施するとともに、認証取得に向けた取組を促進するため、農場向けの研修会を開催し、農場指導員と農場のマッチング等を図る。	11	—	定額	民間団体、民間企業、NPO 法人など	農林水産省 消費・安全局 動物衛生課 03-3502-8292	
8	食料産業・6次産業化交付金のうち地域での食育の推進	統廃合	第3次食育推進基本計画のうち食文化継承等の目標達成に向けて、地域の関係者が連携して取り組む、地域食文化の継承、和食給食の普及、共食機会の提供、食品ロスの削減、農林漁業体験機会の提供、地域で食育を推進するリーダーの育成等の食育活動を支援。	(1,678 の内数)	—	1/2 以内	都道府県、市町村、民間団体など	農林水産省 食料産業局 食文化・市場開拓課 03-3502-5723	平成 29 年度事業名：地域の魅力再発見食育推進事業
9	6次産業化サポート事業	継続	6次産業化に取り組む農林漁業者等に対する支援体制の整備、6次産業化の取組を全国的に展開するための優良事例の収集や情報提供等を支援。	(753 の内数)	—	定額	(公募) 民間企業、NPO 法人など	農林水産省 食料産業局 産業連携課	

								03-6744-2063	
10	地理的表示保護制度活用総合推進事業	継続	地理的表示（GI）の登録申請を支援する窓口の設置や申請に必要な調査に対する補助、GIに関する展示会等の開催による制度の普及啓発、国内外へ向けたGI 産品についての情報発信、海外における知的財産の侵害対策強化等の取組を実施。	(172 の内数)	—	定額 1/2 以内	(公募) 民間企業、NPO 法人 など	農林水産省 食料産業局 知的財産課 03-6738-6317	
11	持続可能な循環資源活用総合対策事業	統廃合	持続可能な循環資源の活用を図るため、バイオマスや再生可能エネルギーの活用等を推進するとともに、食品産業における食品ロス削減などに向けた取組を支援。	(167 の内数)	—	定額、 1/2 以内	(公募) 民間企業、NPO 法人 など	農林水産省 食料産業局 バイオマス循環資源課 03-6738-6477	平成 29 年度事業 名：食品リサイクル 促進等総合対 策事業、農山漁村 活性化再生可能 エネルギー総合 推進事業等
12	食品の品質管理体制強化対策事業	継続	食品の安全性向上を図るとともに、HACCP に沿った衛生管理の義務化に対応するため、国内の食品事業者の HACCP 導入に向けた人材育成等の取組及び HACCP 手引書の作成を支援。	137	—	定額	(公募) 民間企業、NPO 法人 など	農林水産省 食料産業局 食品製造課 食品企業行動室 03-3502-5743	
13	オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業	継続	有機農業の面的拡大と有機農業により生産された農産物の安定的な供給体制を構築するため、輸出も視野に入れたマーケットインの発想を基本としたオーガニックビジネスの実践拠点づくりに対する取組を支援。	(76 の内数)	—	定額	民間団体、NPO 法人 等	農林水産省 生産局 農業環境対策課 03-6744-2114	
14	農業人材力強化総合支援事業のうち農業経営確立支援事業	継続	・就農希望者の自らの就業適性の把握や農業法人等とのミスマッチ解消に向けて農業法人等での就業体験を支援 ・就農希望者の円滑な就農を支援するために、地方自治体や農業法人等が一堂に会して、就農相談や求人説明、新規就農に関するセミナー等を行う就農相	(673 の内数)	—	定額	(公募)民間団体、 NPO 法人など	農林水産省 経営局 就農・女性課 03-3501-1962	

			談会を支援 ・労働環境や人材育成面で若者を惹きつける魅力ある経営体の姿を「見える化」し、職業としての農業への理解を促進するとともに、農業を知る・体験する・相談する取組を一体的に支援						
15	農業人材力強化総合支援事業のうち農業経営確立支援事業	継続	新規就農者の裾野拡大や、優れた経営感覚を備えた農業者の育成を図るため、農業高校生等の若者の就農意欲を喚起する取組、経営力や技術力の習得を図る農業教育機関等のレベルアップのための取組、農業者が営農しながら経営ノウハウを学べる「農業経営塾」の創出・展開の取組を支援	(673 の内数)	—	定額、1/2	都道府県、市町村、NPO 法人など	農林水産省 経営局 就農・女性課 03-3501-1962	
16	女性が変わる未来の農業推進事業	新規	地域の農業界を牽引するリーダーとなりうる女性農業経営者の育成や、女性の活躍推進に取り組む経営体向けのセミナー等を実施。	96	—	定額	(公募) 民間団体、NPO 法人など	農林水産省 経営局 就農・女性課 女性活躍推進室 03-3501-1962	
17	荒廃農地等利活用促進交付金	継続	荒廃農地等を引き受けて営農を再開する農業者や農地中間管理機構等が行う再生作業、土壌改良、営農定着、加工・販売等の試行、施設等の整備を総合的に支援	(160 の内数)	—	定額、1/2 以内、55% 等	農業者、農業者の組織する団体、農業参入法人、農地中間管理機構、NPO 法人等	農林水産省 農村振興局 地域振興課 03-6744-2665	
18	農山漁村振興交付金のうち農福連携対策	名称変更	福祉農園等の整備による障害者の受入等の取組を支援	(10,070 の内数)	—	定額、1/2	(公募) 地域協議会、民間団体、NPO 法人等	農林水産省 農村振興局 都市農村交流課 03-3502-5948	平成 29 年度事業名: 農山漁村振興交付金のうち都市農村共生・対流及び地域活性化対策
19	農山漁村振興交付金のうち農泊推進対策	継続	「農泊」をビジネスとして実施するための現場実施体制の構築、地域資源を魅力ある観光コンテンツと	(5,655 の内数)	—	定額、1/2	(公募) 地域協議会、	農林水産省 農村振興局	

			して磨き上げる取組、優良地域の国内外へのプロモーション等の取組を支援				民間団体、 NPO 法人等	都市農村交流課 03-3502-5946	
20	農山漁村振興交付金のうち農山漁村滞在型旅行泊食分離実証事業	新規	I C T等の活用により、農山漁村において、農家民宿等の宿泊施設と農家レストラン等の飲食施設との間の連携といった施設間の連携を通じ、顧客満足度及び生産性の向上の実証を支援	—	(345 の内数)	定額 1/2	(公募) 地域協議会、 民間団体、 NPO 法人等	農林水産省 農村振興局 都市農村交流課 03-3502-5946	
21	農山漁村振興交付金のうち都市農業機能発揮対策	統廃合	都市農業の多様な機能の発揮が図られるよう、都市農業の意義の周知のほか、災害時の避難地としての農地の活用、都市農地の周辺環境対策等を支援	(10,070 の内数)	—	定額	(公募) 民間団体、 NPO 法人、 地域協議会等	農林水産省 農村振興局 都市農村交流課 都市農業室 03-3502-0033	平成 29 年度事業名:都市農業機能発揮対策事業
22	木材需要の創出・輸出力強化対策	新規	公共建築物の木造化・木質化に向けた普及推進、「地域内エコシステム」の構築に向けたモデル的な取組の促進等による木材需要の創出や、高付加価値木材製品の輸出拡大の取組を支援	(559 の内数)	—	定額	NPO を含む民間団体等	農林水産省 林野庁 木材利用課 03-6744-2120	
23	木づかい・森林づくり推進事業	名称変更	木づかいや森林づくりに対する国民の理解を醸成するための幅広い普及啓発の取組を支援	(167 の内数)	—	定額	NPO を含む民間団体等	農林水産省 林野庁 木材利用課 03-6744-2298	平成 29 年度事業名:新たな木材需要創出総合プロジェクト
24	森林環境保全直接支援事業	継続	施業集約化を図り、間伐やこれと一体となった森林作業道の整備、主伐後の再造林、鳥獣被害対策等を支援	23,194	5,456	3/10 等	市町村長の認可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結した NPO 等	農林水産省 林野庁 整備課 03-3502-8065	
25	環境林整備事業	継続	森林所有者の自助努力によっては適切な整備が期待できない森林について、事業主体が森林所有者との協定に基づいて行う、広葉樹林化や針広混交林化に向けた施業や鳥獣被害対策等を支援	2,850	150	3/10 等	市町村長の認可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結した NPO 等	農林水産省 林野庁 整備課 03-3502-8065	

26	農業用水保全の森づくり事業	継続	森林の整備及び保全に係る事業であって、貯水池等への良質な農業用水の安定的な供給等を図るため、農業用水の水源地域において行うものを支援	(91,650の内数)	—	3/10等	市町村長の認可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結したNPO等	農林水産省 林野庁 整備課 03-3502-8065	
27	漁場保全の森づくり事業	継続	森林の整備及び保全に係る事業であって、森林による栄養塩類等の供給や濁水の緩和等の漁場環境の保全効果を高めるために行うものを支援	(91,650の内数)	—	3/10等	市町村長の認可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結したNPO等	農林水産省 林野庁 整備課 03-3502-8065	
28	絆の森整備事業	継続	市民グループ(NPO法人等)等が森林所有者から受託して森林経営計画等を作成し、又は、NPO法人等が森林所有者等と施業実施協定を締結し、自ら実施する森林の管理・整備を支援	(91,650の内数)	—	3/10等	市町村長の認可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結したNPO等	農林水産省 林野庁 整備課 03-3502-8065	
29	花粉発生源対策促進事業	継続	花粉症対策苗木に対する需要の喚起を図るため、スギ人工林等の花粉発生源となっている森林を対象として、花粉発生源の立木の伐倒・除去及び花粉症対策苗木等の植栽に必要な経費の一部を支援	(91,650の内数)	—	3/10等	市町村長の認可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結したNPO等	農林水産省 林野庁 整備課 03-3502-8065	
30	森林・山村多面的機能発揮対策交付金	継続	森林・山村の多面的機能の発揮を図るため、地域における活動組織が実施する森林の保全管理等の取組を、市町村等の協力を得て支援	1,483	—	定額、1/2以内等	地域協議会(地域協議会から保全活動を行う活動組織(NPO法人も活動することが可能)に対し、交付金を交付)	農林水産省 林野庁 森林利用課 03-3502-0048	
31	有害生物漁業被害防止総合対策事業	新規	漁業経営に深刻な影響を及ぼすトド、大型クラゲ等の広域に出現する有害生物に対する漁業被害防止対策の効果的・効率的な実施を総合的に支援	425	—	定額、1/2	(公募) 民間団体等	農林水産省 水産庁増殖推進部 漁場資源課 03-3502-8487	
32	漁業労働安全確保総合	新規	漁船の安全操業等について知識を有する「安全推	16	—	定額	(公募)	農林水産省	

	支援事業		進員」や安全推進員を含む漁業者を指導する「安全責任者」の養成等を支援するとともに、遊漁船業実態調査、遊漁船業者等の安全講習会及び現場での安全指導を支援。				民間団体	水産庁 漁政部企画課 03-6744-2340	
33	漁業人材育成総合支援事業	名称 変更	漁業者等の安定的な確保と育成を図るため、漁業への就業前の若者に対し資金を交付するほか、就業・定着促進のための漁業現場での長期研修、海技免状等の資格取得及び漁業者の経営能力の向上等を支援。	771	—	定額	(公募) 民間団体	農林水産省 水産庁 漁政部企画課 03-6744-2340	平成 29 年度事業 名:新規漁業就業者総合支援事業
34	水産多面的機能発揮対策事業	継続	水産業・漁村の持つ多面的機能の発揮のため、漁業者等が行う多面的機能の発揮に資する活動に対し支援	(2,800 の 内数)	—	定額 1/2 以内	地域協議会(地域協議会から保全活動等行う活動組織(NPO 法人も構成員となることが可能)に対し、交付金を交付)	農林水産省 水産庁漁港漁場整備部 計画課 03-3501-3082	
35	内水面漁業振興対策事業	継続	地域間の広域的な連携による推進体制の下でのカワウ・外来魚の調査、駆除、被害防止対策等の取組やウナギ資源の増殖の取組を支援	400	—	定額、 3/4、1/2	(公募) 民間団体等	農林水産省 水産庁増殖推進部 栽培養殖課 03-3502-8489	

第3次食育推進基本計画に掲げられた目標のうち、食文化の継承等当省関連の目標達成に向けて、地域の関係者が連携して取り組む食育活動を重点的かつ効率的に推進

背景と課題

第3次食育推進基本計画 の決定(平成28年3月)

<重点課題>

- ・多様な暮らしに対応した食育の推進
- ・食の循環や環境を意識した食育の推進
- ・食文化の継承に向けた食育の推進 等

<目標(H32)>

- ・地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす
- ・地域で共食したいと思う人が共食する割合を増やす
- ・農林漁業体験を経験した国民を増やす
- ・食育を推進するボランティアの数を増やす
- ・栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす

食育推進の総合調整機能が
内閣府から農林水産省へ移
管(平成28年4月)

第3次計画の目標達成に向けた 地域における総合的な食育活動を支援

○目的

第3次食育推進基本計画の目標のうち、食文化の継承等当省関連の目標達成に向け、地域の関係者が連携して取り組む食育活動を支援

○支援内容

- ・地域食文化の継承
- ・和食給食の普及
- ・共食機会の提供
- ・農林漁業体験機会の提供
- ・食育を推進するリーダーの育成
- ・日本型食生活の推進
- ・食品ロスの削減



○交付率: 事業実施主体へ
1/2以内

○交付先: 都道府県

○事業実施主体: 都道府県、市町村、民間団体等

食文化や食生活の改善等に対する意識の向上、地場産食材の活用割合の増加 等

第3次食育推進基本計画の目標達成(32年度)を目指す

府省庁名	農林水産省
------	-------

連番	事業名	区分	施策・事業概要	30 年度予算額 (百万円)	29 年度 補正予算額 (百万円)	補助率	実施主体	所管部局（課室） 連絡先	備考
1	森林環境保全直接支援事業	継続	施業集約化を図り、間伐やこれと一体となった森林作業道の整備、主伐後の再造林、鳥獣被害対策等を支援	2,537	—	3/10 等	市町村長の認可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結した NPO 等	農林水産省 林野庁整備課 03-3502-8065	
2	漁業経営体質強化機器設備導入支援事業	継続	被害を受けた福島県の漁業者のグループが行う省エネルギー性能が相当程度優れた漁業用機器設備（LED 集魚灯・漁船用エンジン）等の導入費用を支援	128	—	定額	（公募）民間団体等	農林水産省 水産庁企画課 03-6744-2340	

通常事業

平成 29 年度補正及び平成 30 年度 NPO 関連予算総括表

府省庁名	経済産業省
------	-------

連番	事業名	区分	施策・事業概要	30 年度予算額 (百万円)	29 年度 補正予算額 (百万円)	補助率	実施主体	所管部局（課室） 連絡先	備考
1	インバウンド型クール ジャパン推進事業（地域 文化資源活用空間創出 事業）	新規	歴史的建造物群を中心としたまちなみ整備や、文化 イベントを契機とした地域の活性化、名所・観光地・ 食文化等の地域文化資源を活用した空間創出によっ て、中心市街地や商店街ににぎわいを創出し、交流 人口を増加させる事業を支援する。	—	1,500	2/3、 1/2	民間事業者	地域経済産業グ ループ 中心市街地活性 化室 03-3501-3754 各経済産業局担 当課室	
						2/3、 1/2	商店街組織、又は 商店街組織と民間 事業者の連携体	中小企業庁 商業課 03-3501-1929 各経済産業局担 当課室	
2	地域・まちなか商業活性 化支援事業（中心市街地 再興戦略事業・地域商業 自立促進事業）	継続	コンパクトシティ化に取り組む意欲ある地域におけ る、波及効果の高い民間プロジェクト等（複合商業 施設等の整備）や、商店街が実施する役割・規模・ ステージにあった全国のモデルとなる、6 分野（① 少子・高齢化、②地域交流、③新陳代謝、④構造改 善、⑤外国人対応、⑥地域資源活用）に係る新しい 取組を支援する。	1,630	—	2/3、 1/2	民間事業者	地域経済産業グ ループ 中心市街地活性 化室 03-3501-3754 各経済産業局担 当課室	
						2/3、 1/2	商店街組織、又は 商店街組織と民間 事業者の連携体	中小企業庁 商業課 03-3501-1929	

								各経済産業局担当課室	
3	ふるさと名物応援事業 (小売業者等連携支援事業)	継続	地域資源の活用により行う商品開発等に取り組む事業者に対して、一般社団法人等が行う消費者嗜好に関する情報提供、マッチング支援などの取組を補助する。	(1,046 の内数)	—	1/2	一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人等	中小企業庁 経営支援部創業・新事業促進課 03-3501-1767	
4	ふるさと名物応援事業 (JAPANブランド育成支援事業)	継続	中小企業・小規模事業者の新たな海外販路の開拓につなげるため、複数の中小企業・小規模事業者が連携し、自らの持つ素材や技術等の強みを踏まえた戦略の策定支援を行うとともに、それに基づいて行う商品の開発や海外展示会出展等の取組に対する費用を補助する。	(1,046 の内数)	(4,009 の内数)	1/2、2/3	商工会・商工会議所・組合・特定非営利活動法人等	中小企業庁 経営支援部創業・新事業促進課 03-3501-1767	
5	地域創業活性化支援事業(地域創造的起業補助金)	名称変更	創業に要する経費の一部を補助し、地域の活性化を促す。	(629 の内数)	—	1/2	個人、株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、組合、特定非営利活動法人	中小企業庁 経営支援部創業・新事業促進課 03-3501-1767	平成29年度 創業・事業承継支援事業(創業・事業承継補助金)
6	地域創業活性化支援事業(創業支援事業者補助金)	名称変更	産業競争力強化法における特定創業支援事業を行う創業支援事業者が、認定創業支援事業計画に基づき行う創業支援の取組を補助する。	(629 の内数)	—	2/3	株式会社、協同組織金融機関、一般社団法人、一般財団法人、商工会・商工会議所、特定非営利活動法人等	中小企業庁 経営支援部創業・新事業促進課 03-3501-1767	平成29年度 創業・事業承継支援事業(創業・事業承継補助金)
7	事業承継・世代交代集中支援事業(事業承継補助金)	名称変更	地域経済に貢献する中小企業者等による事業承継をきっかけとした新しい取組を支援する。	—	(5,000 の内数)	1/2、2/3	中小企業者・特定非営利活動法人等	中小企業庁 事業環境部財務課 03-3501-5803	平成29年度 創業・事業承継支援事業(創業・事業承継補助金)

8	サービス等生産性向上 IT 導入支援事業	新規	中小企業等の生産性向上を実現するため、業務の効率化や売上拡大に資する簡易的な IT ツールの導入支援を行う。	50,000	10,000	1/2	民間事業者	商務・サービス グループサービス 政策課 03-3580-3922	
---	-------------------------	----	--	--------	--------	-----	-------	--	--

連番	事業名	区分	施策・事業概要	30 年度予算額 (百万円)	29 年度補正予算額 (百万円)	補助率	実施主体	所管部局（課室） 連絡先	備考
1	「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業	継続	人口減少・高齢化が進む中山間地域等において、基幹集落に複数の生活サービスや地域活動の場を集め、周辺集落とネットワークで結ぶモデル的な「小さな拠点」の形成を推進するため、既存施設を活用した生活機能の再編集約に係る改修等の施設整備に対し支援を行う。	(119 の内数)	-	【市町村が行う事業】 1/2 [直接補助] 【NPO 法人等が行う事業】 1/3 [間接補助]	市町村、NPO 法人等	国土政策局 地方振興課 03-5253-8111 (内線 29542)	
2	民間まちづくり活動促進・普及啓発事業	継続	市民・企業・NPO などの知恵・人的資源等を引き出す先導的な都市施設の整備・管理の普及を図るため、民間まちづくり活動における先進団体が実施するこれから民間まちづくり活動に取り組もうとする者に対する「普及啓発事業」や、民間の担い手が主体となったまちづくり計画・協定に基づく「社会実験・実証事業等」に対して補助を行う。	(105 の内数)	-	【普及啓発事業】 定額補助[直接補助] 【社会実験・実証事業等】	【普及啓発事業】 都市再生推進法人、法定協議会、地方公共団体、大学又は民間事業者等（NPO を含む） 【社会実験・実証事業等】	都市局 まちづくり推進課 03-5253-8111 (内線 32575)	

						証事業等】 1/2以内 [直接補助]又は 1/3以内 [間接補助]	都市再生推進法人、法定協議会又は民間事業者等 (NPOを含む)		
3	都市再開発支援事業	継続	地区再生計画作成費、コーディネート業務に要する費用及びまちづくりNPO等が行う街区整備計画作成費等に対して補助を行う。	※1	-	1/3等 [間接補助]	地方公共団体、再開発準備組織、まちづくりNPO等	都市局 市街地整備課 03-5253-8111 (内線 32745)	
4	都市再生整備計画事業	継続	市町村が作成した都市再生整備計画に位置付けられたハード事業(道路、公園、地域交流センター等)からソフト事業(まちづくり活動支援等)まで、NPO等が行う事業にも幅広く活用できる交付金を交付する。	※1	-	補助基本額を 2/3とし 概ね4割等 [間接補助]	市町村、NPO等	都市局 市街地整備課 03-5253-8111 (内線 32763)	
5	都市機能立地支援事業	継続	まちの拠点となるエリアへ医療施設・教育文化施設等の都市機能を導入し、まちの活力の維持・増進、持続可能な都市構造への再構築の実現を図る。 都市機能を整備する民間事業者等(NPOを含む)に対して補助を行う。	(942の内数)	-	補助基本額を 2/3とし 補助率 1/2等 [直接補助]	民間事業者等(NPOを含む)	都市局 市街地整備課 03-5253-8111 (内線 32763) 住宅局 市街地建築課 03-5253-8111 (内線 39655)	
6	都市防災総合推進事業	継続	密集市街地や津波発生時に大規模な災害が想定される等の防災上危険な市街地の総合的な防災性の向上を図ることを目的に、都市の防災構造化や住民の	※1	-	2/3, 1/2, 1/3以内 [間接補助]	地方公共団体等	都市局都市安全課 03-5253-8111	

			防災に対する意識向上を推進する。国土交通省は、都市防災事業計画に基づいた都市の防災構造化や住民の防災に対する意識向上に資する事業を民間事業者等（NPOを含む）が実施する際に、地方公共団体が行う補助の一部を支援する。			補助]		(内線 32334)	
7	市民緑地等整備事業	継続	NPO等の緑地保全・緑化推進法人が市民緑地契約に係る緑地又は認定を受けた市民緑地設置管理計画に基づく緑地、緑地保全地域等の土地に係る管理協定に基づき行う既存緑地の公開のために必要な施設を整備する際に、地方公共団体が行う補助の一部を支援する。	※1	-	1/3以内 [間接補助]	地方公共団体、緑地保全・緑化推進法人	都市局 公園緑地・景観課 03-5253-8420 (内線 32963)	
8	都市公園事業	継続	市町村が作成し、国の認定を受けた「歴史的風致維持向上計画」に基づいて実施する都市公園事業について、NPO等の歴史的風致維持向上支援法人が地域活性化の核となる貴重な歴史的資産の保全・活用に資する都市公園の整備を行う際に、地方公共団体が行う補助の一部を支援する。	※1	-	1/3以内 [間接補助]	地方公共団体、歴史的風致維持向上支援法人	都市局 公園緑地・景観課 03-5253-8954 (内線 32986)	
9	都市・地域交通戦略推進事業	継続	徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共的空間などからなる都市の交通システムを明確な政策目的に基づいて、総合的に整備しようとする地方公共団体、NPO等に対して支援を行い、都市交通の円滑化を図るとともに、都市施設整備や土地利用の再編により、都市再生を推進する。	※1	-	1/3以内 [間接補助]	地方公共団体、都市再生機構、NPO等	都市局 街路交通施設課 03-5253-8111 (内線 32854)	
10	「子どもの水辺」再発見プロジェクト	継続	河川における身近な水辺での環境学習・自然体験活動の推進を図るため、地域の市民団体、NPO等が中心となって協議会を設置し、活動する場所を登録。国土交通省及び地方公共団体は、この登録された「子どもの水辺」におけるソフト・ハード面の様々な支援を実施。例えば、協議会に対し、子どもの水	(782,102の内数) ※2	-		国、地方公共団体	水管理・国土保全局河川環境課 (内線 35433) 各河川管理者	

			辺サポートセンターから資機材の貸出、情報提供等を支援。					(国土交通省の各河川事務所や、地方公共団体の河川担当部局)	
11	自然再生事業	継続	国土交通省及び地方公共団体は、湿地・干潟の再生等の河川における良好な自然環境を保全・復元する自然再生事業を市民団体、NPO等との協働により推進する。	(782,102の内数) ※2	-		国、地方公共団体	水管理・国土保全局河川環境課 (内線 35445) 各河川管理者 (国土交通省の各河川事務所や、地方公共団体の河川担当部局)	
12	河川協力団体制度	継続	自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等を河川協力団体として指定を行い、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけることにより、地域の実情に応じ多岐にわたる河川管理の充実を図るもの。また、NPO等が河川協力団体に指定されることで、河川管理者が必要と認める場合には、河川法第99条に基づく委託を受けることも可能となる。	(782,102の内数) ※2	-		国、地方公共団体	水管理・国土保全局河川環境課 (内線 35444) 各河川管理者(国土交通省の各河川事務所や、地方公共団体の河川担当部局)	
13	マンション管理適正化・再生推進事業	継続	国土交通省は、マンションの管理適正化・再生推進に向けた環境整備を図るため、マンション管理組合の活動を支援する法人等が行う管理組合における合意形成をサポートする取組みに要する費用に対して補助を行う。	(90の内数)	-	10/10 (定額補助) [直接補助]	マンション管理組合の活動を支援する法人等	住宅局 市街地建築課 マンション政策室 03-5253-8111	

								(内線 39684)	
14	基本計画等作成等事業	継続	国土交通省は、市街地再開発事業に関連する計画策定等を推進し、市街地再開発事業等の計画的かつ総合的な実施を図る事業に対し補助を行う地方公共団体に対して補助を行う。 地方公共団体は基本計画等作成等事業を行う、市町村協議会等（NPO 法人を含む場合がある）に対して補助を行う。	※1	-	1/3 [間接補助]	地方公共団体、協議会組織、再開発準備組織等	住宅局 市街地建築課 03-5253-8111 (内線 39655)	
15	住宅市街地総合整備事業	継続	国土交通省は、関係機関・地域住民との調整業務、まちづくり協議会等（NPO を含む場合がある）の運営・活動（勉強会、資料収集等）、協議会が委託するコンサルタント派遣等に要する費用に対し補助を行う地方公共団体等に対して補助を行う。 地方公共団体等は民間事業者等（NPO を含む）が行う上記事業に対して補助を行う。	(41,446 の内数) ※1	-	1/2, 1/3 等 [間接補助]	地方公共団体、都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等	住宅局 市街地住宅整備室 03-5253-8111 (内線 39677)	
16	重層的住宅セーフティネット構築支援事業（居住支援協議会等活動支援事業等）	継続	住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世代等）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、居住支援協議会等による住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居円滑化の取組みを支援する。	(650 の内数)	-	10/10 (定額補助) [直接補助]	民間事業者、NPO 法人等	住宅局 安心居住推進課 03-5253-8111 (内線 39864)	
17	スマートウェルネス住宅等推進事業	継続	子育て世帯、高齢者世帯等の多様な世帯が安心して健康に暮らすことができる「スマートウェルネス住宅」を実現するため、サービス付き高齢者向け住宅の整備、住宅団地等における福祉施設の整備、先導的な取組み及び住宅確保要配慮者専用の住宅とする場合の改修に対する支援を実施する。	(30,500 の内数)	-	1/10, 1/3 等 [直接補助]	民間事業者、NPO 法人等	住宅局 安心居住推進課 03-5253-8111 (内線 39856)	
18	広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業	新規	訪日外国人旅行者等観光客の各地域への周遊を促進するため、DMO が中心となって行う、地域の関係者が連携して観光客の来訪・滞在促進を図る取組に対して支援を行う。	(1,848 の内数)	-	定額（調査・計画策定）事業費の	事業計画に位置づけられた事業の実施主体（訪日外国人旅行者のニーズ	観光庁観光地域振興課 03-5253-8111 (内線 27728)	

						1/2（滞在コンテンツの充実、広域周遊観光促進のための環境整備、情報発信・プロモーション） ※継続事業については2年目：2/5、3年目：1/3	に応える取組を行うDMOその他民間事業者、地方公共団体）		
19	宅地耐震化推進事業	継続	大地震時等に滑動崩落の危険性が特に高く、一定の要件（相当数の居住者、公共施設等への被害をもたらすおそれ等）を満たす大規模盛土造成地において、防災性の向上を図るため、滑動崩落防止対策を推進する。国土交通省は、地方公共団体等の大規模盛土造成地滑動崩落防止計画に位置付けられた滑動崩落防止のための設計・工事を民間事業者等（NPOを含む）が実施する際に、地方公共団体が行う補助の一部を支援する。	※1	-	1/4, 1/3, 1/2 以内[間接補助]	地方公共団体等	都市局 都市安全課 都市防災対策企画室 03-5253-8111 (内線 32344)	

※1 社会資本総合整備事業（平成30年度20,003億円）の内数。

※2 地方公共団体等では、この予算の他、社会資本総合整備事業（平成30年度20,003億円）の内数での事業実施もある。

※3 地方公共団体等では、この予算の他、社会資本総合整備事業（平成30年度20,003億円、平成29年度補正2,407億円）の内数での事業実施もある。

府省庁名	環境省
------	-----

連番	事業名	区分	施策・事業概要	30 年度予算額 (百万円)	29 年度 補正予算額 (百万円)	補助率	実施主体	所管部局（課室） 連絡先	備考
1	地球環境パートナーシッププラザ運営費	継続	市民・NPO・事業者・行政等の各主体間のパートナーシップ形成促進を図るため、国連大学と共同で東京青山に設置している「地球環境パートナーシッププラザ」において、環境情報の収集・提供、交流の場の提供、ネットワークの形成支援等を実施する。	71	—	—	環境省	大臣官房 環境経済課 民間活動支援室 (03-3406-5181)	
2	地方環境パートナーシップ推進費	継続	地域における環境保全活動等に関する情報提供やNPOと自治体、企業、市民等のパートナーシップ促進の拠点として設置している「地方環境パートナーシップオフィス」において、対話の場づくり、地域での活動の紹介、環境情報の提供・普及等を実施する。	145	—	—	環境省	大臣官房 環境経済課 民間活動支援室 (03-3406-5181)	
3	地域の環境課題と社会課題を同時解決するための民間活動支援事業	新規	課題解決にあたり、環境・経済・社会の三側面の統合的アプローチによる同時解決を目指すSDGsをツールとして、複数の取組主体を巻き込み、環境課題とその他の課題解決に向けた合意形成、具体的な取組の推進を支援する。	45	—	—	環境省	大臣官房 環境経済課 民間活動支援室 (03-3406-5181)	
4	地球環境基金助成金	継続	独立行政法人 環境再生保全機構に設置した基金の運用益などにより、環境保全を目的とする民間団体（NGO／NPO等）を対象とし、活動に対する助成を行うとともに、環境保全活動に関する情報提供、人材育成のための研修等を行う。	(908 の内 数)	—	—	独立行政法人 環境再生保全機構	環境省大臣官房環境 経済課環境教育室 (03-5521-8231)	
5	生物多様性保全推進支	継続	地域における生物多様性の保全・再生に資する先	(95 の内	—	交付金	地域協議会（地方	環境省	

	援事業		進的・効果的な活動であって、法律に基づき実施する事業（国内希少野生動植物等対策、特定外来生物防除対策、重要生物多様性保護地域保全再生、広域連携生態系ネットワーク構築等）に対し、国が経費の一部を交付する。	数）		【国費 1/2 以 内 等】	公共団体、NPO 等 で構成）等	自然環境局自然環境 計画課生物多様性主 流化室 （03-5521-9108）	
6	エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業	継続	国立公園等において、自然観光資源を活用した地域活性化を推進するため、魅力あるプログラムの開発、ガイド等の人材育成等、地域のエコツーリズム推進に向けた取組を交付金により支援	（25 の内数）	—	交付金 【国費 1/2 以 内】	地域協議会（地方 公共団体、NPO 等 で構成）等	環境省自然環境局国 立公園利用推進室 （03-5521-8271）	

生物多様性保全推進支援事業

○ 交付対象事業

1.地域における生物多様性の保全再生に資する活動への支援

下記①～⑤のいずれかに該当する活動であって、**地域における生物多様性の保全再生**に資する活動

- ①外来生物対策
- ②重要地域の保全・再生
- ③広域連携生態系ネットワーク構築
- ④国内希少野生動植物種対策（平成29年度までに採択された継続事業に限る）
- ⑤地域・民間の連携促進活動への支援（新規）

2.動植物園等による生息域外保全の支援【新規】

種の保存法に基づく国内希少野生動植物種の飼育・繁殖の取組み

※改定法に基づく認定を受けた動植物園等を優先的に支援。
※飼育・繁殖が軌道に乗るまでの一時的な経費を支援。

3.国内希少種の保全活動への支援【新規】

種の保存法に基づく国内希少野生動植物の保全活動

※分布状況調査・保全計画策定・生息環境改善等の活動を対象。
※複数種を対象とした活動や生息地等保護区における活動を優先的に支援。

○ 交付対象者・交付割合

事業NO.	交付対象者	交付割合
1	①～④地域生物多様性協議会等 ⑤地域連携保全活動支援センター・地方公共団体	1／2以内
2	動物園・植物園・水族館等	定額補助（1種につき上限2,000千円）
3	地方公共団体・NPO法人・民間企業等（NPO法人・民間企業等は、市町村等が事前確認）	定額補助 ・ 分布状況調査及び保全計画検討：上限2,500千円 ・ 生息環境改善等：上限1,500千円

○ 事業期間

- ・ 事業No.1は原則2年。ただし、延長可能性あり。
- ・ 事業No.2及び3は原則3年間以内。

○ スケジュール（平成30年度予定）

	○ 4月10日	公募開始
	○ 4月24日	締め切り
	○ 4月下旬 ～5月上旬	審査
	○ 5月下旬	採択事業の内示・公表

生物多様性保全推進支援事業例

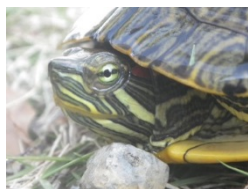
1.地域における生物多様性の保全再生に資する活動への支援

事業No.1①～④

【過去の採択事業から見た採択事業例、想定事業例】

①外来生物対策

- ・ アルゼンチンアリ、スパルティナ属、アカミガメ、セイヨウオオマルハナバチ、ウチダザリガニ等の防除
- ・ 生息状況調査
- ・ 市民への外来種対策の手法等の啓発



②重要地域の保全・再生

- ・ サンゴ食害生物の駆除
- ・ 湿地保全のための生息状況調査（底生生物調査等）

③生態系ネットワークの構築

- ・ 地域連携保全活動計画策定のための調査
- ・ 自然再生推進法に基づく計画の策定や事業実施

④国内希少野生動植物種対策

- ・ ヒョウモンモドキ、スイゲンゼニタナゴ、オオサンショウウオ、コウノトリ、スイゼンジノリ等の保全
- ・ 生息地の植生環境等の整備
- ・ 生息環境の維持管理、監視作業、普及啓発活動

事業No.1⑤地域・民間の連携促進活動への支援（新規）の対象メニュー要件

- ・ 生物多様性地域連携促進法に基づく地域連携保全活動支援センターの設置又は運営
- ・ 同センターが実施する、地域・民間に対する連携のあっせん、専門家の紹介等の取組等

2.動植物園等による生息域外保全の支援【新規】 の対象メニュー要件

動植物園等が実施する種の保存に資する飼育・繁殖・野生復帰の取組等

3.国内希少種の保全活動への支援【新規】 の対象メニュー要件

地方公共団体や特定非営利活動法人、民間事業者等が主体的に実施する

- ・ 分布状況調査・保全計画策定
- ・ 生息環境改善
- ・ 監視モニタリング
- ・ 組織体制の強化等の取組 等

復興関連事業

平成 29 年度補正及び平成 30 年度 NPO 関連予算総括表

府省庁名	環境省
------	-----

連番	事業名	区分	施策・事業概要	30 年度予算額 (百万円)	29 年度 補正予算額 (百万円)	補助率	実施主体	所管部局（課室） 連絡先	備考
1	地域の環境課題と社会課題を同時解決するための民間活動支援事業	新規	課題解決にあたり、環境・経済・社会の三側面の統合的アプローチによる同時解決を目指す S D G s をツールとして、複数の取組主体を巻き込み、環境課題とその他の課題解決に向けた合意形成、具体的な取組の推進を支援する。	45	—	—	環境省	大臣官房 環境経済課 民間活動支援室 (03-3406-5181)	